

幼児教育の無償化に伴う手続きについて

子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するために、令和元年10月1日から幼児教育の無償化が始まります。この案内をよくお読みいただき、給付を受けるために必要な手続きをお願いします。

1. 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料)が無償化されます。※給食費、バス代、教材費などは無償化の対象にはなりません。

【対象者】

- ◆満3歳児から5歳児までの認定こども園を利用する子ども
- ※利用者負担額(保育料)の無償化については、新たな手続きは不要です。

【副食費の免除】

給食費は無償化の対象にはありませんが、副食費については年収360万円未満相当の世帯と、小学3年生までの兄妹から数えて第3子となる児童がいる世帯について免除されます。(対象者には別途ご案内します。)

2. 預かり保育の利用料について(保育の必要性がある場合のみ)

預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。この認定を受けると、預かり保育の利用料が次のとおり無償化されます。

月額11,300円(満3歳児は16,300円)を上限に無償化されます。(保育の必要性がある場合)

- ・預かり保育の利用料は町から保護者の方への償還払いとなります。預かり保育の利用料を認定こども園に支払った後、保護者が町に必要書類を提出して請求します。(対象者には、別途請求方法をご案内します。)
- ・無償化される金額は、利用日数×450円です。夏休み等の利用も同額です。
- ・原則として病児保育など他のサービスの利用料と併せて給付を受けることはできません。

【対象者】

- ◆保育の必要性が認められる3歳児から5歳児
- ◆保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の満3歳児

【保育の必要性】

保育の必要性が認められるのは、下記【認定事由の一覧】のいずれかの事由に該当する場合で、必要な期間に限ります。この条件は、認可保育園等を利用する場合と同じです。

施設等利用給付認定について

認定事由に該当する方は、次の認定を受ける必要があります。

- ◆3歳児～5歳児(年少～年長クラス) ⇒ 第2号認定(施設等利用給付認定2号)
- ◆満3歳児 ⇒ 第3号認定(施設等利用給付認定3号)

現在受けている1号認定は継続するため、施設等利用給付認定2号(3号)と両方の認定を同時に受けることとなります。

預かり保育の利用料が無償化の対象となるための手続き(認定の申請から決定までの流れ)

第2号認定(第3号認定9の申請書等提出 ⇒ 第2号認定(第3号認定)の決定

※預かり保育を利用しない方や保育の必要性が認められない方は、手続きは不要です。

※町内の園またはこども課で必要な書類を入手し、こども課に持参ください。

※提出期限を過ぎた場合は、無償化の対象とならない場合があります。

3. 認定内容に変更が生じたとき

認定内容に変更が生じたときや要件を満たさなくなったときは、変更の申請が必要です。

こども課の窓口で必要な書類を入手し、直接こども課へ提出してください。

(変更申請書等の様式は町ホームページからダウンロードできます。)

認定を受けた日から給付の対象となるため、申請が遅れると給付できない期間が発生する場合があります。

また、第2号認定(第3号認定)を受けた場合でも、保育の必要性が認められないことがわかった場合は遡って取消しとなる場合があります。

【認定事由の一覧】

事由	状況	期間	必要書類
就労	1月において60時間以上の労働をすることを常態とすること。	変更がない限り小学校就学前まで	就労証明書 ※父母ともに就労している場合は父母双方の証明書 ※自営業の方は自身で記入してください。
出産	母親の出産予定月の前8週間目の属する月の初日から、出産後8週間目の属する月の月末まで	同左	母子手帳のコピー(保護者情報及び分娩予定日が記載されたページ)
病気・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ※疾病や障害を理由に、ご自宅で保育できない場合に限ります。	療養を必要としなくなるまで	診断書(父母本人につき1部必要)又は障害者手帳
親族の介護	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。 ※介護に要する時間が就労と同程度の場合に限ります。	介護を必要としなくなるまで	診断書(介護対象者1名につき1部必要)又は障害者手帳若しくは介護保険証のコピー
災害復旧	保護者が震災、風水害、災害の復旧に当たっているための児童の保育ができないこと。	必要な期間	罹災証明等
求職中	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。 ※求職活動の期間延長はできません。	60日以内	不要
就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。	在学期間中	在学証明書及び日程の分かるカリキュラム、時間割表
育児休業中の継続入園	育児休業取得時に、既に幼稚園等を利用している児童がいて継続利用が必要と認められる場合	必要な期間	こども課にご相談ください
その他	上記と同様の常態と認められる場合	必要な期間	こども課にご相談ください

【Q&A】

Q1 母親または父親のどちらかが就労していれば保育の必要性が認められますか？

A1 児童の父母ともに認定事由が必要です。また、父母いずれかの終期が短い方の認定事由で認定します。

Q2 一度認定を受ければそのまま継続するのですか？

A2 毎年保育の必要性を確認するため、就労証明書等の提出を依頼します。

なお、保育の必要性が認められない事実が発覚した場合は、遡って取消しとなる場合があります。

Q3 認定の有効期間が満了する場合の更新はどうするのですか？

A3 有効期間が満了する前に申請が必要です。申請がない場合は自動的に期間満了となります。再度申請した場合でも、認定が切れていた間の給付は受けられません。

【問い合わせ先】

〒285-8510

印旛郡酒々井町中央台4-1-1

酒々井町教育委員会 こども課

TEL 043-496-1171 (代)